

議案第 7 4 号

境港市個人番号の利用等に関する条例制定について

境港市個人番号の利用等に関する条例を次のとおり制定する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市個人番号の利用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、番号法及び境港市個人情報保護条例（平成11年境港市条例第13号）で使用する用語の例による。

(個人番号の利用等)

第3条 別表第1の左欄に掲げる実施機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 別表第2の左欄に掲げる実施機関は、同表の右欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、規則で定める特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 実施機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(境港市個人情報保護条例の一部改正)

2 境港市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項を次のように改める。

実施機関は、番号法第9条に該当する場合を除き、特定個人情報を利用しては

ならない。

第9条の2第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

(境港市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 境港市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年境港市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち境港市個人情報保護条例第9条の2の改正規定中「第3項中」を「第2項中」に、「第4項中」を「第3項中」に改める。

別表第1（第3条関係）

実施機関	事 務
1 市長	境港市介護保険条例（平成12年境港市条例第10号）に規定する介護保険料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

実施機関	事 務
1 市長	境港市介護保険条例に規定する介護保険料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 個人番号の利用等に関する規定の整備（第3条、別表第1及び別表第2関係）  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、番号法で定められた事務以外で個人番号を利用することができる事務及び当該事務の処理に必要な特定個人情報の利用等についての規定を定める。
  
- 2 施行期日  
平成28年1月1日。ただし、第3条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日。

議案第 7 5 号

境港市税条例等の一部を改正する条例制定について

境港市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市税条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部改正)

第1条 境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

(徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
  - (4) 当該猶予を受けようとする期間
  - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
  - (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
  - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
  - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
  - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
  - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
  - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
  - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
  - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。  
（職権による換価の猶予の手続等）

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第8条第1項に規定する方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第8条第1項に規定する方法とする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 猶予に係る金額が100万円以下である場合

(2) 猶予期間が3月以内である場合

(3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という）」を「法」に

改める。

第23条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）を「令」に改める。

第56条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

（境港市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 境港市税条例等の一部を改正する条例（平成27年境港市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち境港市税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、同条例第36条の2第8項の改正規定中「法人番号」を「法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））」に改める。

附則第1条第3号中「第2条第3号及び第4号、第36条の2第8項」を「第36条の2第8項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の境港市税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条及び第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第10条及び第12条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第11条及び第12条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 猶予制度の見直しに伴う規定の追加（第1条関係）  
地方税法の一部改正により猶予制度の見直しが行われたことを受け、市税の徴収の猶予、滞納処分による財産の換価の猶予に係る所要の規定を追加
  
- 2 法人番号の規定の整備（第2条関係）  
納付書及び納入書に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定される法人番号の項目を追加しないこととなったことによる所要の改正
  
- 3 施行期日  
1については、平成28年4月1日  
2については、公布の日

議案第 76 号

境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年境港市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第21条ただし書を次のように改める。

ただし、規則で定める一時的な多量の家庭廃棄物については、占有者が当該家庭廃棄物の種別に応じて境港市清掃センター又は境港市リサイクルセンターに自ら搬入するよう努めなければならない。

第28条第1項第1号中「第4号に」を「次に」に、「ごみ処理施設（境港市ごみ処理施設設置条例（平成7年境港市条例第10号）第2条に規定するごみ処理施設をいう。）へ搬入した場合」を「境港市清掃センター又は境港市リサイクルセンターに自ら搬入した場合」に改め、同号に次のように加える。

ア 第4号イに該当するもの

イ 資源ごみ（規則に定める資源ごみをいう。）

ウ 使用済小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等をいう。）

第28条第1項第3号中「自己搬入したとき」を「境港市リサイクルセンターに自ら搬入したとき」に改め、同項第4号イ中「、指定袋等を用いてごみ処理施設に搬入する一般廃棄物（家庭廃棄物に限る。）」を「、指定袋等を用いて境港市清掃センターに自ら搬入した一般廃棄物（指定袋等を用いて排出することとされている一般廃棄物のうち家庭廃棄物に限る。）」に改める。

別表第2中「家庭系廃棄物」を「家庭廃棄物」に、「規則で定める基準に従い」を「他の家庭廃棄物と」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条第1項第1号にアからウまでを加える改正規定（ウを加える部分に限る。）は、平成28年4月1日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 使用済小型電子機器等の処理手数料の無料化（第28条関係）  
不燃ごみのうち使用済小型電子機器等を境港市リサイクルセンターに自ら搬入した場合の手数料を無料とする。
- 2 用語の整理等  
関係する用語の整理等を行う。
- 3 施行期日  
1 については、平成28年4月1日  
2 については、公布の日

議案第 77 号

境港市駐車場条例の一部を改正する条例制定について

境港市駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 2 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市駐車場条例の一部を改正する条例

境港市駐車場条例（平成16年境港市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 普通駐車場の料金は、自動車を駐車場から出場させる際に納付しなければならない。ただし、次条の回数駐車券による場合は、回数駐車券の発行の際に納付しなければならない。

第6条に次の1項を加える。

- 3 定期駐車場の料金は、使用許可と同時に納付しなければならない。

第6条の次に次の1条を加える。

（回数駐車券）

第6条の2 普通駐車にあつては、回数駐車券によつても料金を納付することができる。

- 2 回数駐車券の種類及び金額は、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 既に発行された回数駐車券は、再発行しない。

第10条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第11条第5号中「前4号」を「前各号」に改める。

第14条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条の2関係）

種類	金額
600円券12枚組	6,000円

備考

- 1 使用する回数駐車券の額が別表第1の規定により算定した料金の額に満たないときは、自動車を駐車場から出場させる際にその差額を納付しなければならない。
- 2 使用する回数駐車券の額が別表第1の規定により算定した料金の額を超えるとときは、当該回数駐車券の額を料金の額とみなし、その差額は還付しない。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(参 考)

## 主 な 内 容

- 1 駐車料金の納付方法の追加（第6条の2及び別表第2関係）  
普通駐車において回数駐車券（600円券12枚組を6,000円で発行）による納付を新たに加える。
  
- 2 施行期日  
平成28年1月1日